

邑楽町告示第120号

平成26年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月3日

邑楽町長 金子 正 一

1. 期 日 平成26年9月9日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1 番	塩 井 早 苗 議員	2 番	原 義 裕 議員
3 番	松 村 潤 議員	5 番	神 谷 長 平 議員
6 番	半 田 晴 議員	7 番	坂 井 孝 次 議員
8 番	大 野 貞 夫 議員	9 番	田部井 健 二 議員
1 0 番	小 沢 泰 治 議員	1 1 番	岩 崎 律 夫 議員
1 2 番	小 島 幸 典 議員	1 3 番	立 沢 稔 夫 議員
1 4 番	本 間 恵 治 議員	1 5 番	細 谷 博 之 議員

○不応招議員（なし）

平成26年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成26年9月9日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2 号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 同意第 1 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第32号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第33号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 7 議案第34号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 8 議案第35号 邑楽町保育の実施条例を廃止する条例
- 第 9 議案第36号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第37号 訴えの提起について
- 第11 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第40号 町道の路線認定及び廃止について
- 第14 議案第41号 平成26年度邑楽町一般会計補正予算
- 第15 議案第42号 平成26年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第43号 平成26年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第44号 平成26年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第45号 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第19 議案第46号 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第20 議案第47号 平成26年度邑楽町水道事業会計補正予算
- 第21 認定第 1 号 平成25年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 2 号 平成25年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 3 号 平成25年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 4 号 平成25年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 5 号 平成25年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 6 号 平成25年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 7 号 平成25年度邑楽町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○出席議員（14名）

1 番	塩 井 早 苗	議員	2 番	原 義 裕	議員
3 番	松 村 潤	議員	5 番	神 谷 長 平	議員
6 番	半 田 晴	議員	7 番	坂 井 孝 次	議員
8 番	大 野 貞 夫	議員	9 番	田部井 健 二	議員
10 番	小 沢 泰 治	議員	11 番	岩 崎 律 夫	議員
12 番	小 島 幸 典	議員	13 番	立 沢 稔 夫	議員
14 番	本 間 恵 治	議員	15 番	細 谷 博 之	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
堀 井 隆	副 町 長
大 竹 喜 代 子	教 育 長
飯 塚 勝 一	総 務 課 長
橋 本 喜 久 雄	企 画 課 長
諸 井 政 行	税 務 課 長
吉 田 紳 二	住 民 課 長
相 場 利 夫	安全安心課長
河 内 登	健康福祉課長
多 田 哲 夫	子ども支援課長
大 拙 一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長
半 田 実	商工振興課長
小 島 靖	都市建設課長
小 島 敏 晴	会計管理者 兼会計課 長
茂 木 一 夫	水 道 課 長
神 山 均	学校教育課長
半 田 康 幸	生涯学習課長
増 尾 榮 一	監 査 委 員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

小	倉	章	利	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○本間恵治議長 ただいまから平成26年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時04分 開議〕

◎諸般の報告

○本間恵治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

本日までに受理した請願、陳情は、お手元にお配りしました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○本間恵治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、神谷長平議員、半田晴議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○本間恵治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第2号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

について

○本間恵治議長 日程第3、報告第2号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第2号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月19日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○本間恵治議長 報告の件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号については終わります。

◎日程第4 同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○本間恵治議長 日程第4、同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会の3名の委員のうち1名の委員が平成26年9月15日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字篠塚在住の小林茂氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第32号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する
協議について

○本間恵治議長 日程第5、議案第32号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

東毛広域市町村圏振興整備組合の現在行っている事業が、東毛林間学校にかかわる運営のみとなっている現状を踏まえ、業務の効率性の観点から組合を解散することになっております。これにより、東毛林間学校の運営については、任意の協議会へ移行することとなり、組合解散後の事務の継承に関する規定を追加するため、東毛広域市町村圏振興整備組合規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約
の変更に関する協議について

○本間恵治議長 日程第6、議案第33号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更
に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第33号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協
議について、提案理由の説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴い、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に変更するため、館林市外五町障害
程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法の規定に基
づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議に
ついて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例

○本間恵治議長 日程第7、議案第34号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

質の高い幼児期の教育・保育の提供、保育の量の拡大や確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年4月1日から施行されることに伴い、子ども・子育て支援新制度にかかわる施設や事業の設備、運営などの基準を条例で定める必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、子ども支援課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 多田子ども支援課長。

〔多田哲夫子ども支援課長登壇〕

○多田哲夫子ども支援課長 議案第34号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、補足説明を申し上げます。

平成27年4月からスタートが予定されております子ども・子育て支援新制度では、市町村が制度の実施主体となって幼児教育、保育、子育て支援等を提供していくこととなりました。新制度の施行に伴い、国が定めた基準に従い、市町村で施設等の設置や運営に関する基準を条例で定めることが義務づけられました。具体的には特定教育・保育施設、これは幼稚園、保育園、認定こども園のことを言います。これに新たに加えられました特定地域型保育事業、これは定員6人から16人までの小規模保育事業、家庭などで保育を行う家庭的保育事業、従業員の子供などが対象の事業所内保育事業のことを言いますが、これらの施設の運営基準等を町条例で定めるものでございます。保育施設等がこの条例に定められた基準を満たしている場合につきましては、国の給付金の給付対象とするものでございます。

まず、条例につきましては、第1章、総則につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で用語の定義や説明、第3条で事業者が一般原則として努めなければならない内容等を定めております。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準では、幼稚園、保育園、認定こども園について

の運営に関する基準が定められております。第1節の利用定員に関する基準が第4条で定められています。第2節の運営に関する基準が第5条から第34条まで細かく定められております。内容につきましては、施設等の運営に関する基本事項や就学前の子供の適切な処遇の確保、秘密の保持、健全な発達に関係することなどについての基準等が細かく定められております。第3節、特例施設型給付費に関する基準につきましては、第35条、第36条で認定前にやむを得ない理由で幼稚園、保育園等に入園する場合などについてが定められております。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業につきまして、第2章の内容が定められております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 ただいまは町長、それから担当課長からご説明をいただいたわけですが、町のほうで出していただいたこの条例案、1ページから、ページ数、私振ったのですが、27ページまで非常に膨大な資料であります。これは、一度や二度読んだだけではなかなかわかりません。私も何回か目を通したわけですが、いろいろ細かいことになると、これからのこともあるのでしょうか、この条例案そのものがこれを変えるということは、今までの従来のあった保育制度とは根底から変わってくると、非常に大きな改革になるわけです。それだけにやはり大きな問題も相当抱えている、そういう内容の条例になると思います。これは、要するに国のほうで実際は6月の議会に間に合わせようということで、今まで従来はやってきたのですが、やはり政府のほうの対応も遅くなって9月にどこの自治体も条例をつくるという、非常に期間が短い中で、こういうものを出さざるを得なかったということでは、もちろん邑楽町に限らず、全国の自治体とも非常に戸惑っている。現実には非常に大変な思いをされているというふうに私は思います。それだけにこの一つ一つの条例案を慎重に審議をするというような時間もない中で、国の基準というものが定められ、そのもとにつくられたのがこの条例案だというふうに私は理解をしております。そういう点では、非常に不十分な内容であります。これから実際にこれを運営をしていくということになりますと、今までの根底から変えるわけですから、それなりに非常に大きな問題抱えてくるのではないかと、所管でございますので、その辺の今後の対応について町長の考えをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

この条例につきましては、今議員が言われましたように短い期間の中での審議ということで、大変説明不足の点はあるだろうと思います。しかし、この条例の求めるところは、子ども・子育て環境の充実をしていく、そして幅広く子供が健全に育成をされ、なおかつ安全な形での幼児教育を求

めているところでもありますので、町といたしましては、国の基準、この条例の中に定められておりますが、今後については子ども・子育て会議もありますので、その中で質の低下が今まで以上に高まるようなことを審議していただいて、前の子ども・子育て、あるいは児童福祉法、あるいは認定こども園等の総括をした条例でもありますので、結論的にはこの条例が以前よりも増して充実した子ども・子育て環境をつくっていく、そのことは子ども・子育て会議の中で十分議論をしていただいて前へ進む、今まで以上に充実した子ども・子育てをやっていくというような考え方あります。

○本間恵治議長 町長、今質の低下が高まるという話をしましたけれども、多分逆だと思いますけれども、どうですか。

金子町長。

○金子正一町長 大変失礼しました。質の低下を高める、今まで以上に充実した……大変済みません。質が下がらないように進めていくということでございます。大変失礼しました。訂正をさせていただきます。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 そうですね、質の低下が高まっては困るわけで、その辺はぜひよろしくお願いします。

そもそもこの改革というのは、前にもいろいろ請願等議会に出して採択もされておりますけれども、要するに保育の市場というのですか、保育にそこに企業が参入する、こういうベースのもとにこの改革がなされているというふうになっていると思うのです。これは大方のいろいろ、国、政府はいろんなこと言っておりますけれども、現実的にはそこに目を持ったやり方でこういうものが出てきたのだということが、専門家をはじめ多くの保育関係者からも随分そういう声が出ているということが、実際は実態だと思います。しかし、こういう中にもやはり保育の実際にかかわりを持っている人たちも含めて児童福祉法第24条第1項という、いわゆる今までの各自治体が責任を持って保育に当たるということが、本来であれば政府はそれ外したかったわけですが、それが復活をして、第24条第1項が復活で今現在残っているということは、非常に大変私は貴重なことだと思います。ただ、今度第24条第2項になりますと、今までと違っていろんな形態の保育施設が含まれてくると。そういう中では今邑楽町の実態を見ると、なかなかそういう、待機児童の解消とか何とかという、それほど深刻な問題にはなっておりませんから。ただ、今後やはりどういうふうに変わっていくかわかりません。企業が参入してくるかもわかりませんし、それはちゃんと条件が整っていれば、これは拒否できないわけですから、当然企業も入ってくることにもなるでしょう。いろんなケースを考えてみた場合に今からこの条例というものを、細かく言えば数字的なものというのは、これから入ってくるのだと思いますけれども、そういう点では今言った町長の保育の質を下げないと、質をこれ以上下げないで、むしろそれに国の、国というのは基準はあくまでも基準で

すから、むしろそれを上乘せするような形で、よりよい保育というものがやっていかななくてはいけないのではないかというふうに私は思いますので、再度その辺を踏まえて町長の決意を伺いたいと思います。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、子ども・子育て会議の中で十分議論をしていただいて、邑楽町に当たるところの条件といいますか、そういうことを高めていただく、その議論の中から数的な面ですとか、施設の面、保育士の数の問題等々十分審議をいただいて、国の基準を下回らない、町としての条例の中で十分高めるようにこれからもお願いをし、また私自身も努力していきたい、このように思っております。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第35号 邑楽町保育の実施条例を廃止する条例

○本間恵治議長 日程第8、議案第35号 邑楽町保育の実施条例を廃止する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 邑楽町保育の実施条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の改正により、保育の必要性の認定基準が子ども・

子育て支援法の中で定められ、条例で定める必要がなくなりましたので、本条例を廃止いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 邑楽町保育の実施条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第36号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例

○本間恵治議長 日程第9、議案第36号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月に成立し、これに伴い母子及び寡婦福祉法が一部改正され、文言の整理を行うため、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第37号 訴えの提起について

○本間恵治議長 日程第10、議案第37号 訴えの提起について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

町営住宅明け渡し等の請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

本案の相手方は、町営住宅に長期間にわたり居住しておらず、所在不明となっており、邑楽町町営住宅管理条例第47条第1項第3号に該当するため、町営住宅の明け渡しを求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 訴えの提起について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第38号 工事請負契約の締結について

○本間恵治議長 日程第11、議案第38号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度社会資本整備総合交付金事業、町道16―13号線橋梁下部工事を施工するため、去る8月27日指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が7,452万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 議案第38号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、平成26年度社会資本整備総合交付金事業、町道16―13号線橋梁下部工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、7,452万円。
- 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。

工事の場所は、邑楽町大字狸塚・赤堀地内であります。

また、工事の概要につきましては、町道16―13号線に取りつけされる一級河川新堀川にかかる橋梁の下部工事でございます。

工事の内容は、右岸側、左岸側のくい打ち及び逆T式橋台工事等でございます。

工期につきましては、承認をいただいた日から平成27年3月16日までを予定するものでございます。

以上でございます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第39号 工事請負契約の締結について

○本間恵治議長 日程第12、議案第39号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度おうら中央公園北広場（仮称）管理棟・倉庫新築工事を施工するため、去る8月27日指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が5,475万6,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 議案第39号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、平成26年度おうら中央公園北広場（仮称）管理棟・倉庫新築工事。
 - 2、契約の方法、指名競争入札。
 - 3、契約の金額、5,475万6,000円。
 - 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。
- 工事の場所は、邑楽町大字中野2521番地1でございます。

また、工事の概要につきましては、管理棟工事といたしまして、木造平家建て、床面積はひさし部分を含めまして、170.7平方メートル、倉庫は112.5平方メートルで、こちらは鉄骨造平家建てで

ございます。

工期につきましては、承認をいただいた日から平成27年3月16日までを予定するものでございます。

以上でございます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第40号 町道の路線認定及び廃止について

○本間恵治議長 日程第13、議案第40号 町道の路線認定及び廃止について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

鶉区画整理事業等に伴い、町道の路線認定及び廃止をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 議案第40号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり2路線を認定し、

1 路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案いたします。

また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長204.4メートル、路線廃止が延長144.8メートルで59.6メートルの増となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 町道の路線認定及び廃止について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前10時44分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

◎日程第14 議案第41号 平成26年度邑楽町一般会計補正予算

○本間恵治議長 日程第14、議案第41号 平成26年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 平成26年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,531万7,000円を追加し、予算の総額を89億787万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、地方特例交付金206万2,000円、地方交付税1億3,464万5,000円、県支出金2,010万

4,000円、寄附金105万4,000円、繰入金154万1,000円、繰越金 4 億9,894万8,000円、諸収入1,474万5,000円の増額と国庫支出金6,368万2,000円、町債2,410万円の減額であります。

歳出の主なものは、総務費 3 億5,755万9,000円、民生費3,870万円、農林水産業費5,123万5,000円、商工費2,360万2,000円、土木費1,075万円、消防費710万6,000円、教育費8,369万5,000円、公債費135万1,000円、諸支出金1,208万1,000円の増額等であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神谷長平議員。

○5 番 神谷長平議員 町長にお尋ねをしたいと思います。

補正予算の43ページ、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費でございますが、当初予算に対して補正の額が1,672万円と、当初予算に比べて約56%ぐらいの予算の増額となっているわけですが、この予算につきまして、当初の予算が少なかったかなと。町長は常日ごろから町民へのサービスということを言っていますが、この辺について大分ギャップがあるのではないかなと感じていますが、町長はどのように考えているかお尋ねをしたいと思います。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 道路維持費の増額のお尋ねでありますけれども、ご承知のとおり当初予算について、それぞれ収入、それから支出ということについて十分精査をした中で当初予算見積もっているわけですが、たまたまこの道路維持関係については、以前よりも増して維持補修がふえているということでもあります。当初と比較して56%ほどふえているのではないかということのお尋ねですが、当初これは財政調整基金等もできるだけ抑えた中で行っていきたいということもありますし、また維持関係についても、当初前年に対比して若干ではありますが、大変老朽化をしている分もあるというふうな考え方から補正をさせていただいて、そしてこの維持補修を図って、なおこれが9月の補正ということで、地域の方々にご不便をかけているのではないかという考えもあるかと思いますが、そのようなことがないように担当のほうでも精査し、上げさせていただいたということでもございますので、よろしくご理解をいただきたいと、このように思っております。

○本間恵治議長 神谷長平議員。

○5 番 神谷長平議員 これは当然住民の方については、ご不便を来しているかなと、私は思っております。なぜかといいますと、もう少し予算の配慮をすればこの辺については解消できるのかなと。参考にですけれども、平成22年度の不用額が 2 億2,400万円、平成23年度が 2 億4,700万円、平成24年度が 2 億9,500万円、平成25年度が 3 億6,000万円、こういう不用額が出ているわけですので、この状況を早く精査すれば、当初予算でもう少ししっかりした維持費が組めるのではないかなと思われまます。ですから、補正で組むということになれば、最低でも10%から20%額ぐらいの補正額と。もう50%超えるということは当初予算の見込みが非常に曖昧ではなかったのかなと。町長が答弁され

てよくわかりますけれども、予算の全体予算を見てという話ですけれども、それらについては幾らでも対処方法はあると思いますので、次年度についてはどんな考えを持っているかお尋ねしたいと思います。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 各年度の繰越額ということがそれぞれの担当課のほうで努力をし、精査をしたということが繰越額の増に結びついているということがあります。したがって、これが十分当初予定した数字100%近い執行率であれば、そのようなことはないわけではありますが、年度が経過を、いわゆる3月の時点で十分精査した中での繰越額ということになっておりますので、この平成25年度についても大変な繰越額が計上されているわけではありますが、今後は十分年度またぎをしないで、年度間の中で調整ができるような努力はしていかななくてはならない、このように思っておりますので、ご指摘の点については十分配慮していきたいと、このように思っております。

○本間恵治議長 神谷長平議員。

○5番 神谷長平議員 平成25年度の町税を見ても、当初予算から見ると決算ベースで約1億9,000万円ふえているのです。ですから、その辺の全体的にも見れば当然もう少し直接町民の方が困っていて、町のほうに、こういうところが傷んでいるのだけれどもどうですかと、してくださいと来ても、多分窓口も予算がなければ、申しわけないですねと、そういう形で職員の方が日常頭下げているのが現況かなと、私は感じております。ですから、できるだけそういう状況を打開していただきたいと。ですから、来年度については、当初予算の中でも当然補正がつくと思いますけれども、50%という補正ではなくて、10%か20%の補正で済むような道路維持費の予算計上をお願いして、質疑を終わります。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 平成26年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度 邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第15、議案第42号 平成26年度 邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 平成26年度 邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,821万3,000円を追加し、予算の総額を30億8,631万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び繰越金を増額するものであります。

歳出については、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等及び諸支出金を増額し、介護納付金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 平成26年度 邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度 邑楽町後期高齢者医療特別補正予算

○本間恵治議長 日程第16、議案第43号 平成26年度 邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 平成26年度呂楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万1,000円を追加し、予算の総額を2億2,193万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額であり、歳出については、諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 平成26年度呂楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第44号 平成26年度呂楽町介護保険特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第17、議案第44号 平成26年度呂楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 平成26年度呂楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,246万8,000円を追加し、予算の総額を18億1,421万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出については、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 平成26年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第45号 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第18、議案第45号 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202万円を追加し、予算の総額を3億1,794万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額と繰入金の減額であり、歳出については、下水道費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第46号 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○本間恵治議長 日程第19、議案第46号 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入予算内で款項ごとの金額を補正するものであり、予算の総額2億4,882万5,000円に変更はありません。

内訳については、繰越金の増額と繰入金の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第47号 平成26年度呂楽町水道事業会計補正予算

○本間恵治議長 日程第20、議案第47号 平成26年度呂楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 平成26年度呂楽町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出額694万3,000円を増額し、支出総額を5億3,355万円とするものであります。また、資本的収入及び支出においては、支出額482万2,000円を減額し、支出総額を2億1,801万9,000円とするものであります。

収益的収入及び支出については、営業費用の路面復旧費の増額等であり、資本的収入及び支出については、建設改良費の人事異動による給料等の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 平成26年度呂楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 認定第1号 平成25年度呂楽町一般会計歳入歳出決算認定につ

いて

）

日程第 27 認定第 7 号 平成 25 年度 邑楽町 水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○本間恵治議長 日程第21、認定第 1 号 平成25年度 邑楽町 一般会計歳入歳出決算認定についてから
日程第27、認定第 7 号 平成25年度 邑楽町 水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの 7
件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第 1 号 平成25年度 邑楽町 一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号
平成25年度 邑楽町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 平成25年度 邑楽
町 後期高齢者医療特別会計歳入歳出認定について、認定第 4 号 平成25年度 邑楽町 介護保険特別会
計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 平成25年度 邑楽町 下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について、認定第 6 号 平成25年度 邑楽町 学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、認
定第 7 号 平成25年度 邑楽町 水道事業会計利益の処分及び決算認定について、一括して提案理由の
説明を申し上げます。

平成25年度各会計決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、去る 8 月
7 日、8 日の 2 日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書
をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 次に、監査委員から報告を願います。

増尾監査委員。

〔増尾榮一監査委員登壇〕

○増尾榮一監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る 8 月 7 日と 8 日の 2 日間にわたりまして、関係課長の出席を
求め立沢監査委員とともに審査を行ったところでございます。その結果につきましては、お手元に
印刷配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思
います。

平成25年度決算審査意見書

地方自治法第233条第 2 項の規定により、審査に付された平成25年度 邑楽町 一般会計歳入歳出決
算、平成25年度 邑楽町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度 邑楽町 後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算、平成25年度 邑楽町 介護保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度 邑楽町 下水道事

業特別会計歳入歳出決算、平成25年度呂宋町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1、審査期日 平成26年8月7日・8日

2、審査対象

- (1) 平成25年度呂宋町一般会計
- (2) 平成25年度呂宋町国民健康保険特別会計
- (3) 平成25年度呂宋町後期高齢者医療特別会計
- (4) 平成25年度呂宋町介護保険特別会計
- (5) 平成25年度呂宋町下水道事業特別会計
- (6) 平成25年度呂宋町学校給食事業特別会計

3. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	8,490,177,448円
歳出総額	7,825,025,397円
歳入歳出差引額	665,152,051円

平成25年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して2億863万円の減となりました。国庫支出金、県支出金等が増加した一方、町税、町債等が減少したことによります。町税の減は法人町民税の現年課税分が8,174万円減少したことや、町債の減は社会教育施設等石綿対策事業債3,620万円や緊急防災・減災事業債（明許）7,060万円が減少したこと等によります。

町税収入は、前年度より7,382万円減の36億4,233万円であり、決算規模の縮小もありましたが、収入総額に占める構成比は前年度から0.2%増の42.9%となりました。なお、町税については昨年度より1,027万円増の2,299万円の不納欠損処理が行われ、収入未済額も昨年度とほぼ同額の3億8,630万円余りに達しています。収納率について現年課税分で見ると、平成23年度97.7%、平成24年度98.1%、平成25年度98.0%と推移しており、収納の努力は認められるが、もう一段の成果の向上を図ることが必要と考えます。

歳出においては、予算額84億8,002万円に対して、決算額は78億2,503万円で、執行率は92.3%となっております。前年度の執行率は92.0%であり、0.3%の増となっています。今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めたいと思います。歳出総額は、昨年度と比較して4億2,519万円の減となっています。減少の主な要因は、公共施設等整備基金積立金の2億9,085万円の減や減債基金積立金9,075万円の減など総務費の減等です。

平成25年度の財政状況の概要については以上のとおりであり、実質単年度収支は6年連続で黒字

となりました。人件費は減少しておりますが、町税等の落ち込みは回復せず、公債費も増加に転じたままです。また、少子高齢化の進展により扶助費を中心に財政需要が増大していくと見込まれます。引き続き各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

基金の管理として、平成25年度は基金を定期預金と国債で運用してきましたが、今後とも最も確実かつ有利な管理方法を検討すべきと考えます。限られた予算の中では老朽化が進む公共施設等の維持更新の優先順位や長期にわたる区画整理事業の今後について見直しが必要かどうかなど、庁内外の合意形成に向けた取り組みを進めていかれるよう要望します。

なお、予算、職員数ともに減少傾向にある今日、限られた財源を最大限に生かすためにも一人一人の職員の力量をより高めていくことが極めて重要になっています。また、今回実施した機構改革も組織を機能的にし、効率的な事務事業の執行の積極的な取り組みであり、より一層の効果を期待しています。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,329,012,268円
歳出総額	3,283,886,173円
歳入歳出差引額	45,126,095円

平成25年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、前年度と比較して48人（0.5%）増加しました。歳入のうち国民健康保険税は8億5,176万円で、前年度比0.6%の減となっております。さらに、国民健康保険税の徴収率は前年度より0.4%低下し、73.4%となり、収入未済額も2億9,862万円余りと多額に上っています。町税と同様、より一層徴収の強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

国庫支出金は、前年度比3.6%増の7億3,114万円であり、内訳として療養給付費等負担金が前年度比3.4%増、高額医療費共同事業負担金が前年度比6.9%増となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金は、前年度比6.8%増の7億2,360万円、療養給付費交付金は、前年度比4.8%増の2億1,410万円となっています。

一般会計繰入金は、前年度と比べて4.9%、841万円の減、繰越金は前年度比20.6%、3,695万円の減となっています。

歳出総額は、前年度比2.1%増であります。そのうちの保険給付費は21億3,067万円で、総額の64.9%を占め、前年度比1.7%の増となっています。国民健康保険税が減少した上に保険給付費が増加していることは、今後の不安要素となっています。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、今までにない厳しい状況が予想されるため、健全財政への条件整備が不可欠と思われます。保健センターを中心に50%程度の健康診断受診率を大幅に向上させ、被保険者の健康増進に努めるとともに医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	213,643,992円
歳出総額	212,102,817円
歳入歳出差引額	1,541,175円

平成25年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、加入者の保険料 1 億5,665万円と一般会計からの繰入金5,362万円であり、保険料の収納率は99.0%となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であり、歳出全体の96.9%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,729,349,823円
歳出総額	1,689,985,802円
歳入歳出差引額	39,364,021円

平成25年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、総額の23.2%を占めている介護保険料が前年度比6.1%増の2,314万円増加しました。国庫支出金が前年度比5.6%増、支払基金交付金は前年度比3.5%増、県支出金は前年度比1.1%減、一般会計からの繰入金は前年度比3.1%増、全体では3.6%の増でした。

歳出においては、保険給付費が総額の95.1%を占めており、前年度比3.2%、5,045万円の増となっております。中でも施設介護サービス給付費の7.6%、3,330万円増、地域密着型介護サービス給付費の5.5%、1,491万円増などの保険給付の増加が目立っています。

平成25年度は第5期介護保険事業計画の3年間の中間年に当たりますが、地域包括支援センターを中心に介護予防事業を積極的に進め、要介護状態の軽減や悪化防止を図るため、各種事業を実施することを要望します。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	330,181,967円
歳出総額	298,986,072円
歳入歳出差引額	31,195,895円

平成25年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度比5.0%増であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の59.2%を占めております。歳入の中で、下水道負担金の徴収率は、前年度から6.4%低下し、61.7%となりました。一方、下水道使用料の未収金が23.2%も増加していることは憂慮すべきことであり、徴収率の向上に努力

されるよう強く望みます。

歳出においては、下水道費が前年度比9.4%増、公債費が前年度比2.1%増となっており、総体的には前年度比6.0%増となっております。現在の下水道認可計画区域の約94%の区域が供用開始区域となっておりますが、利用状況は60.3%の戸数になっています。経営的な観点からも供用区域内の利用率の向上に積極的に取り組むことを望みます。

下水道整備には多額の事業費を要します。これからは、整備済みの管路等の維持補修経費の増加が予想されます。このため、今後とも特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

(6) 学校給食事業特別会計

歳入総額	247,824,103円
歳出総額	241,699,313円
歳入歳出差引額	6,124,790円

平成25年度の学校給食事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは給食費収入 1 億3,378万円と一般会計からの繰入金 1 億200万円であります。給食費の収納率は、毎年ほぼ100%で推移していますが、平成25年度は12万8,300円の収入未済が発生しました。

歳出のうち学校給食費は 2 億1,125万円であり、そのうち63.7%を占める 1 億3,459万円が給食の材料に充てられる賄材料費です。

現在の学校給食センターは、平成23年度に建設され、年間53万8,451食数を提供しました。給食センターの目標である「安全で安心して食べられるおいしい給食の提供」が十分達成できていることを期待しております。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成26年 8 月19日

邑楽町長 金子 正 一 様

邑楽町監査委員 増 尾 榮 一

邑楽町監査委員 立 沢 稔 夫

平成25年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成25年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成26年 8 月 8 日

2. 審査対象 平成25年度呂宋町水道事業会計

3. 審査意見

水道事業収益	523,206,298円
水道事業費用	495,099,320円
税引前当期利益	28,106,978円

平成25年度の水道事業会計決算（消費税込み）は上のとおりであり、事業収益は前年度比1.7%増、事業費用は前年度比3.0%の減となっております。

建設改良工事は、配水管布設工事を重点的に1億399万円実施し、水の安定供給に努力されました。

事業収益は、給水人口は39名減少したものの、料金に直接反映する有収水量が前年度比1.1%増加したため、営業収益が914万円増になり、全体として870万円の増収となりました。その一方で、事業費用は減価償却費の減等で1,520万円減でした。その結果、1立方メートルの収支がプラス1.4円と黒字となり、税引き前当期利益は昨年度より2,390万円増の2,811万円となりました。

今後の水道事業は、人口の減少による料金の減、施設の老朽化での更新費用の増加等で経営が厳しくなることが予想されます。現在3市5町での水道事業広域化に向けての準備が進められており、経営規模の拡大の利点を生かした効率的、合理的な経営が図られることを期待したいと思います。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類を審査し、関係諸帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成26年8月19日

呂宋町長 金子 正 一 様

呂宋町監査委員 増 尾 榮 一

呂宋町監査委員 立 沢 稔 夫

以上で決算審査の報告を終わります。

○本間恵治議長 これをもちまして、提案説明及び監査委員からの報告を終了します。

◎延会について

○本間恵治議長 お諮りします。

本日の会議はこれまでにとどめ、これで延会し、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 ご異議ないものと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

あすは、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

◎延会の宣告

○本間恵治議長 本日は、これにて延会します。

〔午後 零時03分 延会〕